

熊本県公報

第 1 2 8 1 6 号
平成 31 年(2019 年)
4 月 16 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定……………	(障がい者支援課) 1
○熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款……………	(監理課) 1
○救急病院の名称変更……………	(医療政策課) 2
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 2
公 告	
○平成 31 年度(2019 年度)熊本県献血推進計画……………	(薬務衛生課) 2
○荒尾都市計画下水道の変更(荒尾市決定)……………	(都市計画課) 3
○熊本県庁で使用する電気に係る一般競争入札落札者等……………	(財産経営課) 4
○熊本県が所管する施設で使用する電気その 1 に係る一般競争 入札落札者等……………	(〃) 4
○熊本県が所管する施設で使用する電気その 2 に係る一般競争 入札落札者等……………	(〃) 4
○熊本県庁舎等清掃業務委託に係る落札者決定……………	(〃) 5
○県営土地改良事業の工事完了……………	(農村計画課) 5
登 載 依 頼	
○労働関係調整法第 10 条の規定に基づくあっせん員候補者……………	(労働委員会) 5
○熊本県育英資金返還金に係る収納事務の委託……………	(高校教育課) 6
正 誤	
○平成 31 年(2019 年)4 月 5 日告示第 362 号(障害者 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく事業者の指定の廃止)中……………	(障がい者支援課) 6

告 示

熊本県告示第 409 号

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 5 の規定により公示する。

平成 31 年(2019 年)4 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指 定 年 月 日	事 業 所 番 号	障害児通所支援の種類
リハビリ療育ラボ スタジオG IFT 合志市幾久富 1 909 番 858	一般社団法人志誠会 熊本市中央区保田窪 一丁目 5 番 10-1 103 河野 真介	平成 31 年 (2019 年) 4 月 8 日	435290 0239	指定保育所 等訪問支援

熊本県告示第 410 号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成 31 年(2019 年)4 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事請負契約約款(平成 23 年熊本県告示第 349 号の 14)の一部を次のように改正する。

第 36 条ただし書中「平成 28 年」の次に「(2016 年)」を加え、「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 32 年(2020 年)3 月 31 日」に改め、「平成 30 年 4 月 1 日から」を削る。

附 則

この約款は、告示の日から施行し、改正後の第36条の規定は、平成31(2019)年4月1日から適用する。

熊本県告示第411号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により救急病院として認定した病院の名称が次のとおり変更されたので、告示する。
平成31年(2019年)4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名称及び所在地	変更前	変更後	変更年月日
独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター 合志市須屋2659番地	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院	独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター	平成31年(2019年)4月1日

熊本県告示第412号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成31年(2019年)4月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成31年(2019年)4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	大多尾新合線	天草市新和町小宮地 661番7地先から 同所 655番2地先まで	前	5.5 ～ 11.1	50.5	単道改
			後	10.4 ～ 11.1		

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)4月16日

公 告

熊本県公告第230号

平成31年度(2019年度)熊本県献血推進計画を次のとおり定める。
平成31年(2019年)4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 目的

この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)及び第7次熊本県保健医療計画に基づき、平成31年度(2019年度)に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、献血の推進に関する計画を定めるものである。

2 計画の期間

平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで

3 平成31年度(2019年度)熊本県献血目標の設定

本県では、県内の医療機関で使用される輸血用血液製剤の需要見込みを基に厚生労働省が設定した原料血漿確保目標量を受け、次のとおり献血の目標量を設定し、計画的な献血の推進に努めることとする。

なお、献血の目標量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある400ミリリットル全血献血及び成分献血の推進及び普及に努める。

また、献血の推進には市町村及び市町村献血推進協議会の役割が極めて大きいことから市町村ごとの献血目標を設定し、計画的で安定的な献血者の確保を図るものとする。

献血の種類		血液量(リットル)	献血者数(人)
全血 献血	200ミリリットル献血	183	913
	400ミリリットル献血	19,692	49,231
成分 献血	血漿成分献血	6,778	12,120
	血小板成分献血	3,976	7,484
総 計		30,630	69,748

- ※表示単位未満四捨五入の処理を必要としているため、合計欄と一致しない場合がある
- 4 献血の目標を確保するに当たって、必要な措置に関する事項
- (1) 献血の目標を確保するに当たって、必要な措置に関する事項
- より多くの市民に献血に参加していただくために、市町村、熊本県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）等の協力を得て、地域の実情に応じた啓発活動を行うことにより、献血への関心を高める。
- 特に、20代、30代若年層の献血者が年々減少しているため、若年層の献血への理解の浸透及び献血体験の促進に組織的に取り組むとともに、より効果的な啓発活動を行う。
- また、県民に献血の必要性や血液の利用実態等について、各種普及啓発活動を通じて正確な情報を伝える必要がある。
- ア 献血推進キャンペーン等の実施
- (ア) 愛の血液助け合い運動（7月）
- (イ) 学生クリスマス献血キャンペーン（12月）
- (ウ) はたちの献血キャンペーン（1月及び2月）
- イ 移動献血ギョーラーの開催（県内10か所程度）
- ウ パンフレット・啓発資料の作成配布
- エ 報道関係及び各種広報媒体による啓発
- (ア) テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS等での広報
- (イ) 各種情報誌、市町村広報誌等への掲載
- (2) 若年層献血者の確保対策
- ア 高校生を対象とした普及啓発活動
- 市町村、血液センター、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、学校での献血セミナーの開催、体験学習の実施等、高校生に対して献血に関する理解を深めるための普及啓発を行う。
- イ 学生献血推進ボランティアと協働した普及啓発活動
- 学生献血推進ボランティアの活動を支援育成を図るとともに、イベント会場等に献血推進ボランティアの活動を支援する普及啓発活動の推進を図る。
- (ア) 熊本県学生献血推進リーダーの研修会の開催
- (イ) 学生クリスマス献血キャンペーン、はたちの献血キャンペーン等のイベントによる献血啓発活動の実施
- (ウ) 学内献血への応援
- (3) 企業等における献血の推進対策
- 企業等に対し、特に20歳代から30歳代までの従業員の献血促進について協力を求める。
- (4) 複数回献血協力者の確保
- 献血受付時に複数回献血への協力の働きかけや、平成30年（2018年）10月から運用開始された献血web会員サービスの登録及び利用を促すことにより、次回献血の予約等、複数回献血者への利便性を図る一方、血液センターから会員へメッセージ等を送信することにより、季節的な又は血液型別の血液不足を未然に回避する。
- (5) 献血功労者の表彰
- 献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体及び個人に対し、厚生労働大臣表彰等への推薦、知事感謝状の贈呈等を行い、献血への継続的な協力を得る。
- 5 血液不足等緊急時における献血者の確保
- 血液センターは上記web会員サービスの活用等、必要な措置を講じる。それでもなお、不足する場合は、輸血用血液製剤不足時の対応を定めた血液不足等緊急事態における危機管理対応要項に基づき、市町村及び関係機関と連携を取りながら、必要に応じて、血液不足注意報等の発令、緊急献血の実施等の対策を実施する。
- 6 災害時における献血者の確保等
- 災害時において、必要に見合った献血が確保され、又は献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう必要な措置を講じる。
- (1) 九州ブロック赤十字血液センター（久留米市）の一元管理による速やかな血液製剤の供給
- (2) 熊本県災害対策本部による血液製剤搬送手段の確保
- (3) 県と日本放送協会との間に締結した放送要請に関する協定に基づく献血協力依頼の放送の実施、市町村の協力による臨時献血の実施等による献血者の確保

熊本県公告第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により荒尾市から荒尾都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年（2019年）4月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第232号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
平成31年（2019年）4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県庁で使用する電気 9,983,005キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成31年（2019年）2月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社 熊本東営業所
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額
125,314,426円（うち消費税及び地方消費税の額10,274,260円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成30年（2018年）12月28日

熊本県公告第233号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
平成31年（2019年）4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1 4,179,367キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成31年（2019年）2月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社 熊本東営業所
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額
64,462,883円（うち消費税及び地方消費税の額5,309,799円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成30年（2018年）12月28日

熊本県公告第234号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
平成31年（2019年）4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県が所管する施設で使用する電気 その2 9,735,234キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成31年（2019年）2月7日
- 4 落札者の氏名及び住所

- 九州電力株式会社 熊本東営業所
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額
139,402,331円(うち消費税及び地方消費税の額11,454,015円)
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成30年(2018年)12月28日

熊本県公告第235号

特定調達契約につき、総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公示する。
平成31年(2019年)4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称
熊本県庁舎等清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成31年(2019年)3月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社総美
熊本県熊本市中央区渡鹿二丁目11番17号
- 5 落札金額
128,297,286円(うち消費税及び地方消費税の額11,297,286円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成31年(2019年)1月15日

熊本県公告第236号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成31年(2019年)4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	下井手地区	平成22年(2010年)10月19日	平成31年(2019年)3月8日	熊本県

登載依頼

熊本県労働委員会告示第3号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。
平成31年(2019年)4月16日

熊本県労働委員会会長 原田 信輔

氏名	現職
原 田 信 輔	熊本県労働委員会会長 弁護士
高 島 剛 一	熊本県労働委員会会長代理 弁護士
川 口 恵 子	熊本県労働委員会公益委員 熊本県立大学非常勤講師
中 内 哲	熊本県労働委員会公益委員 熊本大学大学院人文社会科学部教授

渡 辺 絵 美	熊本県労働委員会公益委員 弁護士
山 本 寛	熊本県労働委員会労働者委員 情報労連熊本県協議会議長
佐々木 義 博	熊本県労働委員会労働者委員 連合熊本事務局長
森 田 ひろみ	熊本県労働委員会労働者委員 自治労熊本県本部特別執行委員
矢 野 良 輔	熊本県労働委員会労働者委員 交通労連熊本県支部支部委員長
山 野 雄一朗	熊本県労働委員会労働者委員 運輸労連熊本県連合会執行委員長
池 田 倫 子	熊本県労働委員会使用者委員 特定医療法人佐藤会弓削病院常務理事
加 島 裕 士	熊本県労働委員会使用者委員 熊本県経営者協会専務理事
吉 田 順 一	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社SYSKEN常務取締役 営業本部長
徳 村 昌 司	熊本県労働委員会使用者委員 肥銀事務サービス株式会社代表取締役
池 田 美 香	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社池田紙器工業取締役総務部長
松 永 正 伸	熊本県労働委員会事務局長
中 島 洋 二	熊本県労働委員会事務局審査調整課長

熊本県教育委員会告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり熊本県育英資金返還金の収納の事務を委託することとしたので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月16日

熊本県教育長 宮尾 千加子

委託した相手方の名称及び所在地	委託内容	委託期間
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号	収納事務の とりまとめ	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで

正 誤

平成31年（2019年）4月5日熊本県告示第362号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定の廃止）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

平成31年（2019年）4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

ページ	行	正	誤
2	32	2019年	2019